

## 農地の権利取得時の下限面積（特段面積）の廃止について

この度、農地法の一部が改正され農地の権利取得にあたっての下限面積要件が廃止されることとなり、令和5年4月1日から施行されます。町が設定している下限面積も廃止されます。

### 農地の権利取得時の下限面積（特段面積）及び区域

#### 現行の下限面積（特段面積）

区域	下限面積(別段面積)
農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号） 第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地	30アール
農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号） 第8条第2項第1号に規定する農用地区域を除く区域にある農地	10アール

#### 変更後の下限面積（特段面積）

区域	下限面積(別段面積)
町内全域	廃止